

西光院文書文化財調査報告書

平成 28 年 2 月 2 日
宮代町郷土資料館
文化財保護担当

1) 報告書作成理由

西光院の文書調査は平成 22 年度と平成 24 年度の 2 回に渡り、宮代町文化財保護委員会の調査で行っていたが、それぞれの文化財保護委員会での議事録等があったが、纏めたものがなかったため、今回の西光院文書の指定の見直しにあたり調査報告書を作成するものである。

2) 調査の理由

西光院文書については指定文化財に一部指定されていることから、詳細な採寸や紙質の調査、写真撮影が急務であったことや、文化財保護委員会の視察において西光院の中世文書や朱印状についてここ 20 年以上行っていなかったことから、平成 22 年 12 月 23 日の文化財保護委員会で調査をすることとなった。また、この時、調査が出来なかった、徳川家康画像や粟田口焼の茶碗については、2 年後の平成 24 年 12 月 23 日に平成 24 年度第 2 回文化財保護委員会において実施した。また、平成 25 年度の特別展で「西光院 歴史と文化財」を行った際に確認できる全文書を借用し文書整理を実施し、写真撮影等を行った。

2) 調査日時

現地調査 平成 22 年 12 月 23 日 (木) 午後 1 時から午後 3 時
平成 24 年 12 月 23 日 (日) 午後 1 時から午後 3 時
平成 28 年 2 月 2 日 (火) 午後 2 時から午後 3 時

報告書作成 調査後に随時行い、最終的には平成 27 年 12 月 23 日、2 月 2 日に行った。

3) 場所

南埼玉郡宮代町字 410 宗教法人西光院

4) 調査者 (参加者)

平成 22 年度調査

島村圭一、新井浩文、長谷川清一、中村豊、岩上孔昭 (以上、文化財保護委員)、青木秀雄、河井伸一、横内美穂 (以上、教育委員会事務局)

平成 24 年度調査

島村圭一、中村誠二、新井浩文、長谷川清一、北村俊行 (以上、文化財保護委員)、吉羽秀男、青木秀雄、河井伸一、横内美穂 (以上、教育委員会事務局)

平成 27 年度調査

河井伸一、横内美穂 (以上、教育委員会事務局)

5) 聞き取り調査

- 西光院本堂で住職から焼失前の西光院の話聞く。昭和 27 年の焼失時には本尊の薬師三尊は先代住職が持ち出す。西光院朱印状等の重要な書類は中置の鈴木明氏が持ち出す。朱印状は元々、本堂裏手にあった朱印蔵にあったが、戦後、疎開者に住む所を提供するため、朱印状等を本堂に移動した。それ以降、檀家の有力者たちに朱印状を見せるようになったという。そのため、鈴木明氏が朱印状のある場所を知っていたことから、火事の際持ち出すことができたのである。
- 焼失前の西光院は玄関があり、玄関に入ったすぐ横に 6 畳の使者の間があった。その横には、本堂 (客殿) があり本堂 (客殿) の横の書院には上段の間があった。玄関との間には中庭もあった。

6) 古文書調査

平成 22 年度調査では西光院中世文書 2 通、西光院朱印状 12 通、粟田焼茶碗 1 点、鈴木雅楽助念持仏 1 点、朱印箱 1 点の調査を実施した。平成 24 年度調査では徳川家康画像 1 点、家康画像修復受取覚 1 点、箱 1 点、寺院法度写 1 点、北条康成書状、北条氏房判物、太田資正判物写の調査を実施した。平成 27 年度調査では北条康成書状写、北条氏房判物写の採寸を行った。

○西光院中世文書の調査及び採寸

①北条康成書状

永禄 13 年 12 月 20 日。折紙で包紙はない。料紙は楮紙であった。縦 38.2 × 横 62cm である。折幅 5.7cm。

②北条氏房判物

天正 14 年 3 月 11 日。包紙あり。縦 33.8 × 横 49.4cm である。折幅 4.5cm。料紙は鳥の子紙。包紙は 40 × 5.5cm。包紙に「正徳 6 年秋 道佛村平兵衛婦納 岩付之城主太田十郎氏房黒印」を記す。

③北条康成書状写

永禄 13 年 12 月 30 日。縦 29.9 cm × 横 41.8 cm。折紙 14.9 cm。折幅 5 cm。楮紙。

④北条氏房判物写

天正 14 年 3 月 11 日。縦 29.7 cm × 横 41.8 cm。折幅 6.4 cm。楮紙。

○西光院朱印状の調査及び採寸

①徳川家康朱印状。

折紙。天正 19 年 11 月日。料紙は楮紙。包紙有り。22.5 × 7.8 cm。権現様の張り紙。縦 37.4cm × 横 53.5cm。折幅 6.7 cm。

②徳川秀忠朱印状

竪紙。元和 3 年 4 月 8 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。45.7 × 6 cm。台徳院様の張り紙。縦 45.6cm × 横 60 cm。折幅 2.7 cm。

③徳川家光朱印状

竪紙。寛永 13 年 11 月 9 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。50 × 9.5 cm。大猷院様の張り紙。「西光院」。縦 46.5 × 65 cm。折幅 8.5 cm。

④徳川家綱朱印状

竪紙。寛文 5 年 1 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。49.3 × 9 cm。厳有院様の張り紙。「武州太田庄之内西光院」。縦 46 × 64.4cm。折幅 8cm。

⑤徳川綱吉朱印状

竪紙。貞享 2 年 6 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。50.2 × 8.7cm。常憲院様の張り紙。「武州埼玉郡百間村西光院」。縦 46.9 × 63.3cm。折幅 8cm。

⑥徳川吉宗朱印状

竪紙。享保 3 年 7 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。50.4 × 9.3cm。有徳院様の張り紙。「武蔵国埼玉郡百間村西光院」。縦 46.6 × 64.8cm。折幅 8cm。

⑦徳川家重朱印状

竪紙。延享 4 年 8 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。48.6 × 9.8cm。惇信院様の張り紙。「武蔵国埼玉郡百間村西光院」。縦 46.4cm × 64.2cm。折幅 8.3cm。

⑧徳川家治朱印状

竪紙。宝暦 12 年 8 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。49.6 × 9.5cm。凌明院様の張り紙。「武蔵国埼玉郡百間村西光院」。縦 46.4 × 64.5cm。折幅 8cm。

⑨徳川家斉朱印状

竪紙。天明 8 年 9 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。49 × 9.5cm。文恭院様の張り紙。「武蔵国埼玉郡百間村西光院」。縦 46.4 × 64.5cm。折幅 8cm。

玉郡百間村西光院」。縦 46.1 × 64cm。折幅 8cm

⑩徳川家慶朱印状

縦紙。天保 10 年 9 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。50.2 × 9.3cm。慎徳院様の張り紙有り。「武蔵国埼玉郡百間村西光院」。縦 48.6 × 64cm。本紙端裏下に西光院の張り紙有り。

⑪徳川家定朱印状

縦紙。安政 2 年 9 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。49.5 × 9.5cm。温恭院様の張り紙有り。「武蔵国埼玉郡百間村西光院」。縦 45.9 × 64cm。本紙端裏下に西光院の張り紙有り。

⑫徳川家茂朱印状

縦紙。万延元年 9 月 11 日。料紙は大高檀紙。包紙有り。48.6 × 9.3cm。張り紙なし。「武蔵国埼玉郡百間村西光院」。縦 45.6 × 64.6cm。本紙端裏下に西光院の張り紙有り。

○粟田口焼茶碗の調査及び採寸

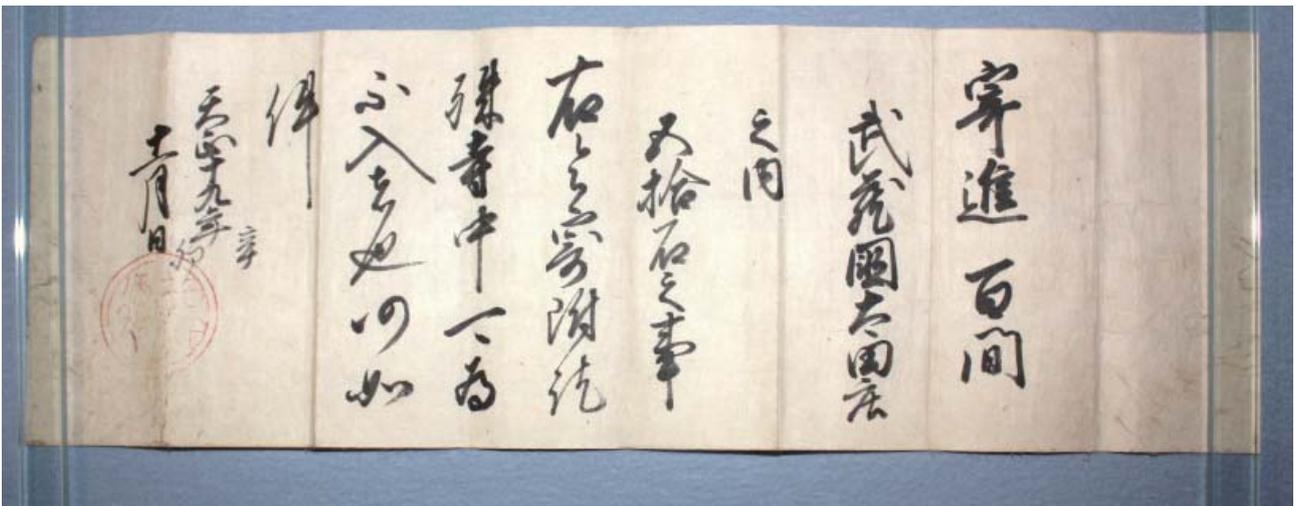
三つ葉葵の家紋入り。口径 12.2 cm、高さ 6.5 cm、底径 4.5 cm、高台の高さ 0.6cm。

○鈴木雅楽助の持仏の調査及び採寸

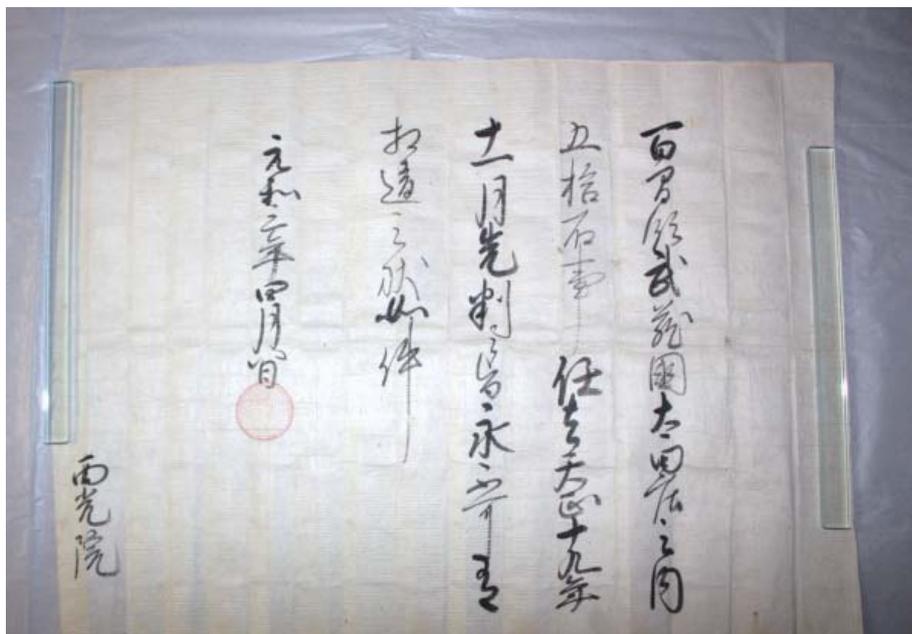
像高 21 cm、肩幅 7 cm、腹幅 6 cm、奥行 3 cm、台座 高さ 3.5 cm、幅 8 cm、奥行 5cm。

○御朱印箱の調査及び採寸

縦 55 cm、横 13 cm、高さ 11.6cm。



徳川家康朱印状



徳川秀忠朱印状

百間領武藏國太田庄内
 元禄十九年十一月十日
 先判之旨西光院令收納永
 元和二年四月八日寛永十三年
 十一月九日寛文五年七月十一日
 先判之旨西光院令收納永
 寛文五年七月十日
 西光院

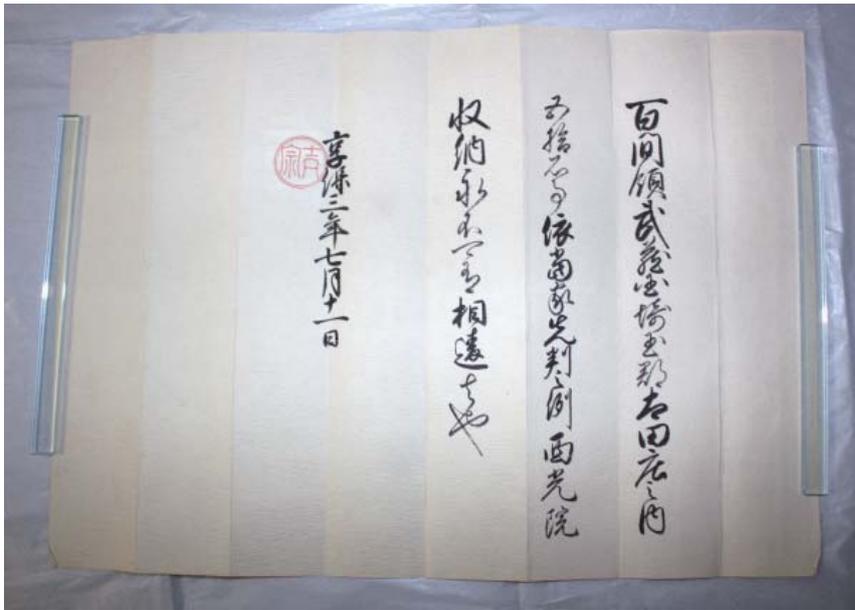
德川家光朱印状

百間領武藏國太田庄内
 元禄十九年十一月十日
 先判之旨西光院令收納永
 元和二年四月八日寛永十三年
 十一月九日寛文五年七月十一日
 先判之旨西光院令收納永
 寛文五年七月十日

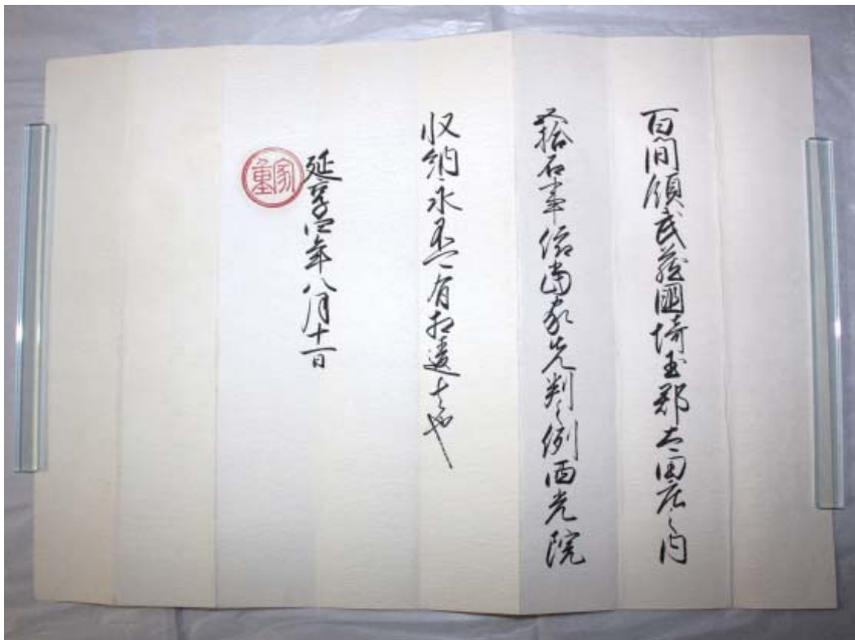
德川家綱朱印状

百間領武藏國埼玉郡太田庄内
 元禄十九年十一月十日
 先判之旨西光院令收納永
 元和二年四月八日寛永十三年
 十一月九日寛文五年七月十一日
 先判之旨西光院令收納永
 寛文五年七月十日

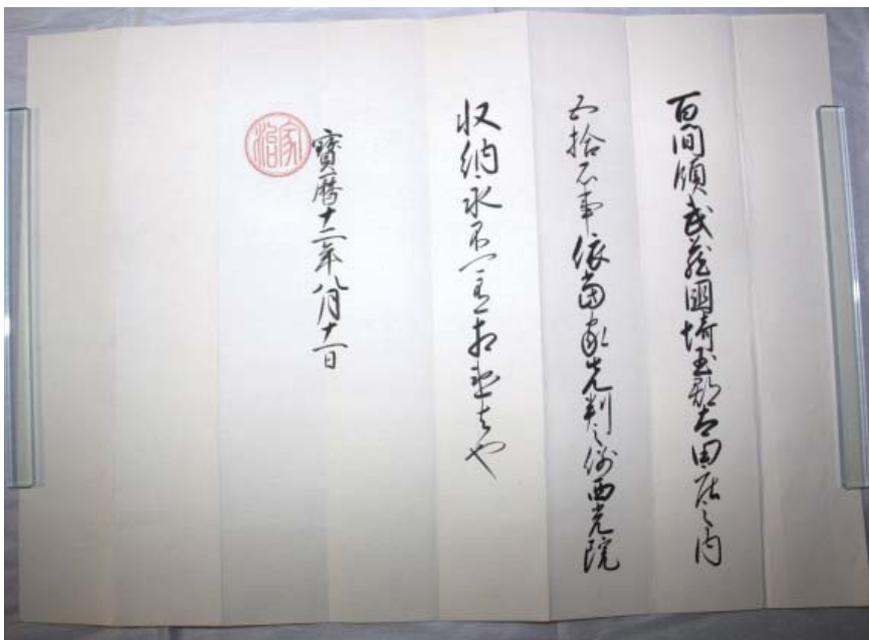
德川綱吉朱印状



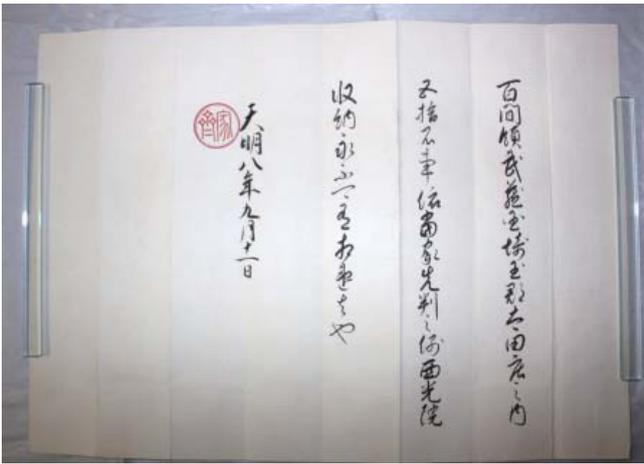
徳川吉宗朱印状



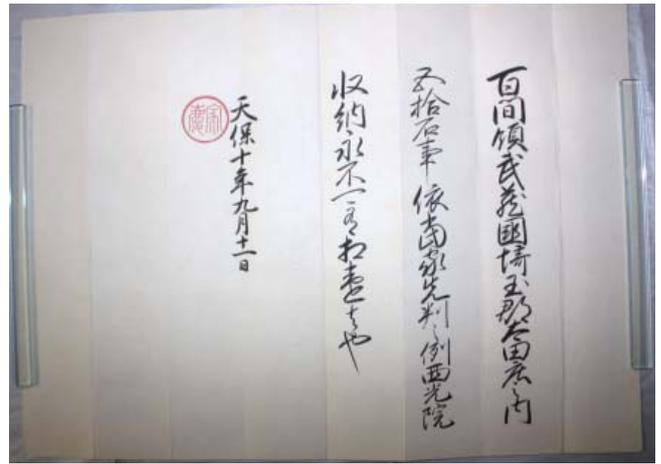
徳川家重朱印状



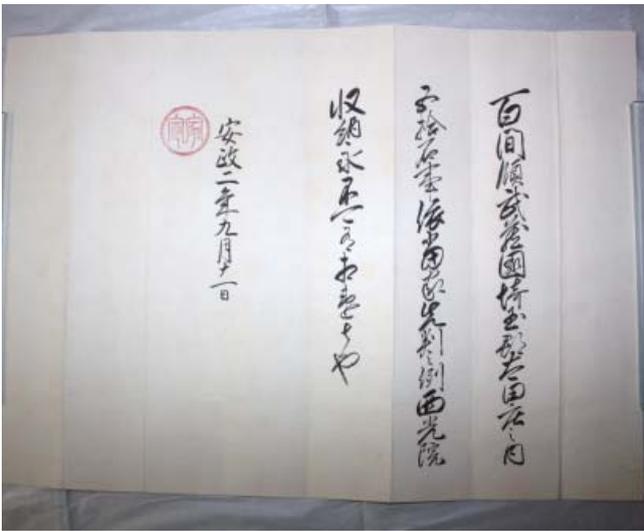
徳川家治朱印状



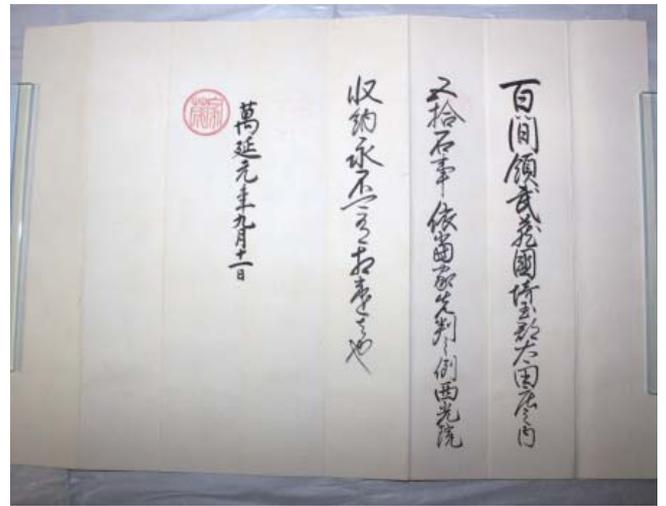
徳川家斉朱印状



徳川家慶朱印状



徳川家定朱印状



徳川家茂朱印状



御朱印箱

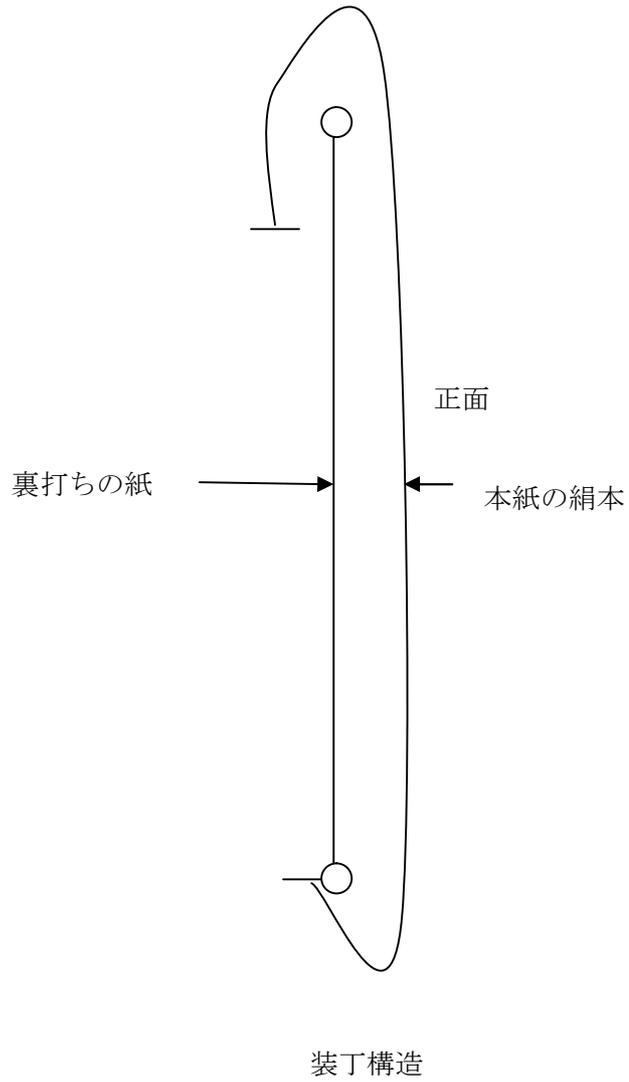


粟田口焼茶碗



粟田口銘

鈴木雅楽助持念仏



(箱)桐箱

(表) 東照宮御繪像 百間山
 西光院
 (裏) 東照宮御繪像 東叡山御繪所 宗庭
 御修復調進

信
貞

法量 長さ 59.6 幅 8 高さ 8.5(上蓋 2.4) (単位:cm)

(裂) 絹本

法量 長さ 80.0 幅 57 (単位:cm)



2. 文書(箱内)

(包紙)

粕壁町

西光院様

最勝院様

(文書)

覚

東照神君様御画像一幅

右御修復頼入候処、無致処

調進慥=請取申候以上

武州百間村

亥五月三日

西光院 印

御繪所

神田宗庭殿

※切紙 虫損

※文書は、西光院の控文書

※法量 縦 16 横 29.2

(単位:cm)



画像の修復は箱書の印、箱内の文書から、寛政 3 年(1791)辛亥、第 7 代神田宗庭貞信(1765~1800)の手によるものと考えられる。※12 年前の亥年は安永 8 年(1179)己亥で、貞信は 14 歳である。

(参考)

御繪所 神田宗庭系譜

初代	神田宗庭宗信	元和の比、庄七信定ト云	寛文 2 年 10 月 3 日没、73
二代	宗房		元禄 15 年 9 月 10 日没
三代	善信		享保 13 年正月 5 日没、73
四代	伊信		明和 2 年正月 26 日没、79
五代	榮信		安永 2 年 5 月 27 日没
六代	滿信		安永 8 年 7 月 14 日没
七代	貞信		寛政 12 年 9 月 5 日没、36
八代	隆信		法橋 天保 15 年 9 月 9 日没、51
九代	要信		明治 7 年 8 月 11 日没、50
十代	慶信		明治 20 年 1 月 25 日没、50
十一代	晃信		善性院 現在

文献 浅岡典禎著 太田謹補 増訂 古畫備考

明治 37 年 6 月 30 日発行、昭和 45 年 8 月 20 日復刻

株式会社 思文閣発行

その他参考:初代天正 18 年生れ。天海にしたがって関東にいき、徳川家康の肖像画をえがく。以後、代々、上野輪王寺の仏画師をつとめ、東都仏画深秘御所と称した。寛文 2 年 10 月 3 日死去。73 歳。名は信定、宗信。通称は庄七。(インターネット、コトバンクより)

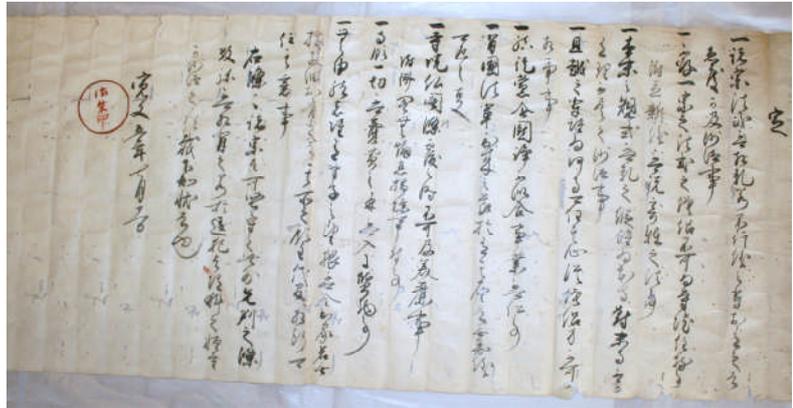
3. 定(寺院法度 写)

寛文5年7月11日

法量:縦33.1 横87.2

※単位 cm

備考 楮紙



4. 北条康成書状

永禄13庚午2月20日

北条善九郎康成(花押)

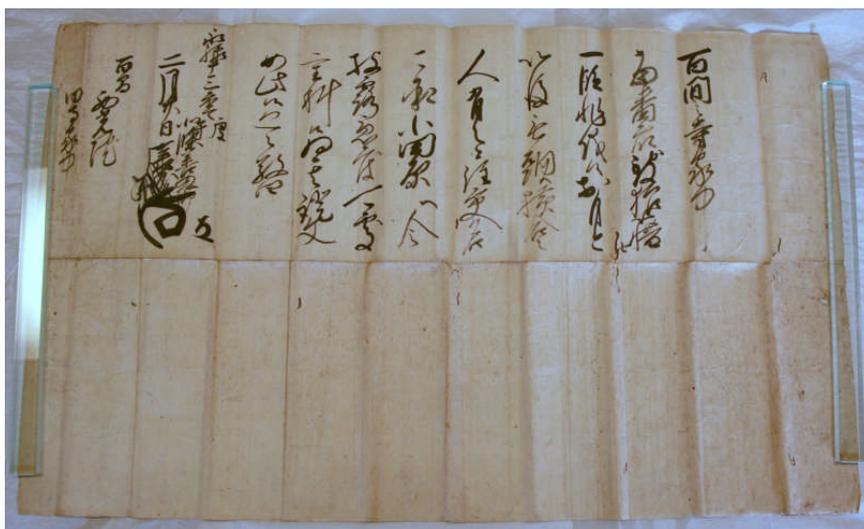
百間西光院

同寺家中

法量:折幅(縦)(上)18.9 (下)19.0

(横)一折の幅 5.5

※単位 cm



5. 北条氏房判物

天正 14 年 3 月 11 日



6. 太田資正判物 写

5 月 13 日

法量:縦 29.8 横 41 ※単位 cm

備考 楮紙

